

官報

号外 昭和四十三年五月二十一日

第五十八回 衆議院會議録 第三十七号

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

議事日程 第二十七号

昭和四十三年五月二十一日

午後二時開議

第一 観光施設財団抵当法案(内閣提出、参議院送付)

第二 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 観光施設財団抵当法案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後二時五十分開議

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

日程第一 観光施設財団抵当法案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、観光施設財団抵当法案、日程第二、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

観光施設財団抵当法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月十九日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

観光施設財団抵当法

(目的)

第一条 この法律は、観光施設に関する信用の増

進により、観光に関する事業の発達を図り、もつて観光旅行者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「観光施設」とは、観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であつて政令で定めるもの(その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設をいう。

(財団の設定)

第三条 観光施設を観光旅行者の利用に供する事業を営む者(以下「事業者」という。)は、抵当権の目的とするため、一又は二以上の観光施設について、観光施設財団(以下「財団」という。)を設定することができる。

(財団の組成)

第四条 財団は、次に掲げるもので、同一の事業者に属し、かつ、観光施設に属するものの全部又は一部をもつて組成することができる。

一 土地及び工作物

二 機械、器具及び備品

三 動物、植物及び展示物

四 地上権及び賃貸人の承諾あるときは物の賃借権

五 船舶、車両及び航空機並びにこれらの附属品

六 温泉を利用する権利

第五条 土地、建物、船舶(総トン数二十トン未満の船舶及び端舟その他つかいのみをもつて運転し、又は主としてつかいをもつて運転する舟

を除く。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四条の自動車又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機は、所有権の登記又は登録を受けなければ財団に属させることができない。

(財団設定の制限)

第六条 事業者は、第四条第一号に掲げる土地又は同条第四号に掲げる土地に関する権利が存しないときは、財団を設定することができない。

(所有権の保存の登記)

第七条 財団の設定は、観光施設財団登記簿に所有権の保存の登記をすることによつて行なう。

(財団の性質)

第八条 財団は、一個の不動産とみなす。

(財団を目的とする権利)

第九条 財団は、所有権及び抵当権以外の権利の目的とすることができない。ただし、抵当権者の同意を得て賃貸するときは、この限りでない。

(観光施設財団目録)

第十条 財団について所有権の保存の登記を申請する場合においては、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十五条第一項に掲げる書面のほか、観光施設財団目録を提出しなければならない。

(工場抵当法の準用)

第十一条 財団については、工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第八条第二項及び第三項、第十条、第十三条、第十五条から第二十一条まで、第二十二條第二項及び第三項並びに第二十三条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定(第十五

昭和四十三年五月二十一日 衆議院會議録第三十七号 観光施設財団抵当法案外一案

条第一項、第四十二條ノ二第一項及び第四十二

条ノ三第一項の規定を除く。中「工場財団」とあ

るのは「観光施設財団」と、「工場」とあるのは

「観光施設」と、「工場財団目録」とあるのは「観

光施設財団目録」と、「工場財団登記簿」とある

のは「観光施設財団登記簿」と、「自動車」とある

のは「自動車、航空法第二條第一項ニ規定スル

航空機」と、「管轄陸運局長」とあるのは「管轄陸

運局長、運輸大臣」と、「陸運局長」とあるのは

「陸運局長、運輸大臣」と、同法第十五條第一

項、第四十二條ノ二第一項及び第四十二條ノ三

第一項中「工場ノ所有者」とあり、同法第三十八

條第一項及び第四十四條ノ二中「所有者」とある

のは「観光施設ヲ観光旅行者ノ利用ニ供スル事

業ヲ営ム者」と、同法第十五條第一項、第四十

二條ノ二第一項及び第四十二條ノ三第一項中

「工場財団」とあるのは「観光施設財団」と、「工

場」とあるのは「観光施設」と読み替へるものと

する。

(政令の改正に伴う経過措置)

第十二條 第二條の規定に基づく政令の改正の際

現に存する財団に関しては、改正前の政令の規

定による観光施設でその政令の改正により観光

施設でなくなつたものは、改正後の政令の規定

による観光施設とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(担保附社債信託法の一部改正)

2 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十

二条)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第十三号を第十四号とし、第

十二号の次に次の一号を加える。

十三 観光施設財団抵当

(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第五号中「及び道路交通事業

財団」を「道路交通事業財団及び観光施設財

団」に改める。

(国税通則法の一部改正)

4 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の

一部を次のように改正する。

第五十條第五号中「及び道路交通事業財団」を

「道路交通事業財団及び観光施設財団」に改め

る。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「自動車交通事業財団」の下

に「観光施設財団」を加える。

別表第一第五号中「又は自動車交通事業財団」

を「自動車交通事業財団又は観光施設財団」に

改める。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十三年三月三十日

衆議院議長 石井光次郎殿

参議院議長 重宗 雄三

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百

十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を

「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま

す。運輸委員長大野市郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 ただいま議題となりました二法案

における審査の経過並びに結果を御報告申し上げ

ます。

まず、観光施設財団抵当法案について申し上げます。

本法案は、観光施設に関する信用の増進によ

り、観光に関する事業の発達をはかり、もつて観

光旅行者の利便の増進に資することを目的とし

て、観光施設につき、財団抵当制度を創設し、そ

の資金調達を容易ならしめようとするものであり

まして、その対象となる観光施設の範囲、財団の

組成物件等について規定するとともに、工場抵当

法の規定を広く準用することとしております。

本法案は、四月十九日本委員会に付託され、二

十四日政府より提案理由の説明を聴取し、四回に

わたり質疑を行ないましたが、その内容は會議録

により御承知願います。

かくて、十七日、質疑を終わり、討論の申し出

もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法

律案について申し上げます。

現行臨時船舶建造調整法は、外航船舶の建造を

許可制として、その建造調整を行なうことによ

り、わが国国際海運と造船業の発展に資してきた

のでありますが、本法案は、その現状にかんが

み、外航船腹の整備を円滑に行なうため、現行法

の存続期間をさらに昭和四十八年三月三十一日ま

で延長しようとするものであります。

本法案は、三月三十日本委員会に付託され、四

月三日政府より提案理由の説明を聴取し、三回に

わたり質疑が行なわれましたが、その内容は會議

録により御承知願います。

かくて、十七日、討論に入りましたところ、討

論の申し出もなく、採決の結果、本案は全会一致

をもつて原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両案を一括して採決いた

します。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま

す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、両案

とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案を議題といたします。

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律

北海道地下資源開発株式会社法(昭和三十三年法律第五十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の日の属する営業年度の前営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の内閣総理大臣及び通商産業大臣に対する提出については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)

4 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六

号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係る業務に関する部分を除く。)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条中「北海道地下資源開発株式会社」を削る。

理 由

最近の北海道における地下資源の開発に関する諸事情の変化にかんがみ、特殊法人の整理再編成の一環として、北海道地下資源開発株式会社法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。商工委員長小峯柳多君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

○小峯柳多君 ただいま議題となりました北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

北海道地下資源開発株式会社は、もとより、北海道の地下資源の開発を促進する国策会社として昭和三十三年に設立されたものであります。最近における民間の探鉱事業の活性化に伴い、同社の事業は所期の効果をあげることが困難な事態に立ち至ったのであります。加えて、政府において特殊法人の整理、再編成の方針が打ち出されることになりましたので、ここに同社を廃止し、民間企業に移行せしめるため、本法律案が提出されたのであります。

本案は、去る三月二十五日当委員会に付託、四月十六日提案理由の説明を聴取し、五月十七日、質疑を行ない、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、当該会社職員に対する再就職のあっせん、特別退職手当の支給等に関し、特段の努力をすべしとの附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案を議題といたします。

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月二十六日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

政府は、沖縄において公衆電気通信業務を行な

昭和四十三年五月二十一日 衆議院会議録第三十七号

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案 沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

昭和四十三年五月二十一日 衆議院會議録第三十七号

神尾島、宮古島及び石垣島相互の間に於ける極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の設置に関するもの

一八二

う機関に対し、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間に於ける極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和四十二年及び昭和四十三年度の一般会計予算に基づきこれらの地域に設置するものを議与することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題等に関する特別委員長床次徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間に於ける極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の議与に関する法律案について、沖繩及び北方問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、沖繩援助対策の一環として、政府は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対して、沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間に於ける極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備を、昭和四十二年及び昭和四十三年度の一般会計予算に基づき設置するものを議与することができるといたしております。

本案は、参議院先議にかかるもので、四月二十六日本特別委員会に付託され、五月七日田中総理府総務長官から提案理由の説明を聴取し、審査を

進めましたが、その詳細につきましては會議録に議することといたします。

本日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

出席国務大臣

運輸大臣 中曾根康弘君
国務大臣 田中 龍夫君

出席府委員

北海道開発政務 川野 三晴君
次官

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において

承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律

最低賃金法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法の一部を改正する法律

国立光明寮設置法の一部を改正する法律

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

都市計画法

都市計画法施行法

一、去る十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和四十一年度特別会計予算総則

第十條に基づく使用総調書

昭和四十一年度特別会計予算総則

第十一條に基づく使用総調書(その2)

(承諾を求めるの件)

昭和四十二年一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十二年特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和四十二年特別会計予算総則

第十一條に基づく使用総調書(その1)

(承諾を求めるの件)

(報告書及び文書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十二年第三・四半期における予算使用の状況

一、昨二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和四十二年観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和四十三年度において講じようとする観光政策についての文書

(政府委員退任)

一、昨二十日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日付をもつて外務省情報文化局長新岡欽哉は特命全權大使に任命され、また十七日付をもつて、国税庁長官事務代理高柳忠夫は同事務代理を免ぜられたのでそれぞれ政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(議員当選報告書受領)

一、去る十七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、次の報告書を受領した。

内閣自第二十七号

昭和四十三年五月十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院鹿児島県奄美群島区選出議員補欠
選挙における当選人について
昭和四十三年五月十二日執行の衆議院鹿児島
県奄美群島区選出議員補欠選挙における当選人
について左記のとおり自治大臣から報告があつ
たので、公職選挙法第八十九条第二項の規定によ
り報告する。

記

選挙期 日 昭和四十三年五月十二

当選年月日 昭和四十三年五月十五

当選告示年月日 昭和四十三年五月十五

当選証書附与年月日 昭和四十三年五月十五

全候補者の得票総数 八三、一三八票

法定得票数 二〇、七八四・五票

当選人の得票数 二九、四〇四票

住所 鹿児島県名瀬市入舟町十六

党 派 番号

職 業 無所属

氏 名 保岡 武久

生 年 月 日 明治三十五年十一月二十五

日

(議席変更)

一、昨二十日、衆議院規則第十四条但書により、
議長において議席を次の通り変更した。

二二二 中川 一郎君
四六一 谷川 和雄君

(議席指定)

一、昨二十日、衆議院規則第十四条により、議長
において議席を次の通り指定した。

二二七 保岡 武久君

(常任委員辞任)

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の
辞任を許可した。

大蔵委員

福永 一臣君 岡澤 完治君

小川新一郎君 玉置 一徳君

倉石 忠雄君 齋藤 邦吉君

世耕 政隆君 西岡 武夫君

増岡 博之君 山本 政弘君

伏木 和雄君 伊藤宗一郎君

大野 明君 正示啓次郎君

葉梨 信行君 久保田鶴松君

農林水産委員 北側 義一君

商工委員 坂本三十次君 田中 六助君

丹羽 久章君 久保田鶴松君

齋藤 邦吉君 登坂重次郎君

笑輪 登君 山本 政弘君

運輸委員 渡辺 芳男君 井上 普方君

建設委員 井上 普方君 樋上 新一君

渡部 一郎君 渡辺 芳男君

予算委員 麻生 良方君 岡澤 完治君

決算委員 丹羽 久章君 水野 清君

鈴木 康雄君 倉石 忠雄君

増岡 博之君

一、昨二十日、議長において、次の常任委員の辞
任を許可した。

地方行政委員

文教委員 藤波 孝生君

商工委員 武藤 嘉文君

運輸委員 小濱 新次君

決算委員 矢野 絢也君

(常任委員補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委
員の補欠を指名した。

大蔵委員

西岡 武夫君 玉置 一徳君

広沢 直樹君 岡澤 完治君

社会労働委員 大野 明君 正示啓次郎君

葉梨 信行君 福永 一臣君

伊藤宗一郎君 久保田鶴松君

渡部 一郎君 増岡 博之君

倉石 忠雄君 齋藤 邦吉君

世耕 政隆君 山本 政弘君

農林水産委員 樋上 新一君

商工委員 齋藤 邦吉君 笑輪 登君

登坂重次郎君 山本 政弘君

坂本三十次君 丹羽 久章君

田中 六助君 久保田鶴松君

井上 普方君 渡辺 芳男君

運輸委員

建設委員

渡辺 芳男君 北側 義一君

伏木 和雄君 井上 普方君

予算委員

岡澤 完治君 麻生 良方君

決算委員

増岡 博之君 倉石 忠雄君

小川新一郎君 水野 清君

丹羽 久章君

地方行政委員

文教委員 葉梨 信行君 小濱 新次君

商工委員 水野 清君 松本 忠助君

運輸委員 岡澤 完治君 岡本 富夫君

決算委員 武藤 嘉文君

(特別委員辞任)

一、去る十七日、議長において、次の特別委員の
辞任を許可した。

災害対策特別委員

武藤 嘉文君 工藤 良平君

森 義親君 小澤 貞孝君

鈴木 康雄君 玉置 一徳君

一、昨二十日、議長において、次の特別委員の辞
任を許可した。

災害対策特別委員

小澤 貞孝君

(特別委員補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次の通り特別委
員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

小澤 貞孝君

昭和四十三年五月二十一日 衆議院會議録第三十七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一一八四

竹内 黎一君 田邊 誠君

島本 虎三君 玉置 一徳君

小川新一郎君 小澤 貞孝君

一、昨二十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員 和田 耕作君

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

陸上交通安全基本法案(松本忠助君外一名提出、衆法第四二号)

交通安全対策基本法案(山下榮二君外一名提出、衆法第四三号)

陸上交通安全対策基本法案(大久保武雄君外四名提出、衆法第四四号)

以上三件 交通安全対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

陸上交通安全基本法案(松本忠助君外一名提出)

交通安全対策基本法案(山下榮二君外一名提出)

陸上交通安全対策基本法案(大久保武雄君外四名提出)

(条約通知書受領)

一、去る十七日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(一九六七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

最低賃金法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律案

都市計画法施行法案

一、去る十七日、参議院において、第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

都市計画法案

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案を承認した旨の通知書を受領した。

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その二)

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その二)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その二)

(承諾を求めるの件)

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その一)

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その一)

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

日韓間海底ケーブルの米軍使用に関する質問主意書(田代文久君提出)

観光施設財団抵当法案(内閣提出、参議院送付)

一、議案の要旨及び目的
本法案は、観光施設に関する信用の増進を目的として、観光施設財団抵当制度を創設し、観光

に関する事業の発達を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律で、財団の対象となる観光施設は、遊園地、動物園、スキー場等の遊戯、観賞又は運動用の施設のうち、政令で定めるものとする。これらの観光施設がホテル等の宿泊施設と一体となつている場合は、その宿泊施設も含まれる。

2 観光施設を観光旅行者の利用に供する事業者は、抵当権の目的とするため、一又は二以上の観光施設について、観光施設財団を設定することができる。

3 財団は、一個の不動産とみなすものとする。

4 財団については、この法律に規定するもののほか、工場抵当法中工場財団に関する規定を準用するものとする。

二 議案の可決理由
本法案は、観光施設に関する信用の増進により、観光に関する事業の発達を図り、もつて観光旅行者の利便の増進に資するため、観光施設につき財団抵当制度を創設することは適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年五月十七日
運輸委員長 大野 市郎
衆議院議長 石井光次郎殿

臨時船舶運送調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、わが国の国際海運及び造船の現状にかんがみ、外航船腹の整備を円滑に行なうため、臨時船舶建造調整法の存続期間を昭和四十八年三月三十一日まで延長しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、外航船腹の整備を円滑に行なうため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年五月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿
運輸委員長 大野 市郎

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する
法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の北海道における地下資源の開発に関する諸事情の変化にかんがみ、特殊法人の整理、再編成の一環として、北海道地下資源開発株式会社法を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第五十七号）を廃止する。

2 その他所要の規定の整備を行ない、この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、北海道地下資源開発株式会社をめぐり、諸情勢にかんがみ、北海道地下資源開発株式会社法を廃止するものとして、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

る。
なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。
昭和四十三年五月十七日

商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

北海道地下資源開発株式会社法を廃止する法律案に対する附帯決議

政府は、今後特殊法人の整理統合にあつて職員の人員整理及び労働条件の切下げを行なわないうこととし、北海道地下資源開発株式会社法の廃止にあつては職員の処置を次のとおり実現するよう責任をもつて努力すること。

一 再就職あつたに於ては、本人の希望を尊重し全職員の再就職確定を六月末までとする。

二 再就職先の労働条件は現行の労働条件を下回らないこと。

三 再就職が確定するまで現行の給与を保障すること。

四 特別退職手当は、退職時に全額支給すること。

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の維持に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄援助の一環として、政府は、沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備

を、沖縄において公衆電気通信を行なう機関に對して、これを譲与することができるとするもので、この設備は、昭和四十二年及び昭和四十三年度の予算に基づきこれらの地域に設置するものとする。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、政府が沖縄島、宮古島及び石垣島相互間の電気通信事業の改善に資するため、必要な電気通信設備を設置して、琉球電信電話公社に對し譲与しようとするもので、その趣旨は妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和四十二年及び昭和四十三年年度予算に合計六億七千七百二十九万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年五月二十一日

衆議院議長 石井光次郎殿

沖縄及び北方問題等
に関する特別委員長 床次 徳二

衆議院會議録第三十三号中正誤

二〇六 段行 誤 正
二〇七 国民の 国民に
二〇八 加えられる 加えられる

二〇九 自由党 自民党
二一〇 会期に 会期末に
二一一 免税が 免税で
二一二 税減取 税収減

二一三 提出 提案
二一四 ば煙 ばい煙
二一五 四末五 工作物

二一六 規準 基準
二一七 通業産業 通商産業
二一八 決算額 決算総額

二一九 推進を 推進をも
二二〇 松本 忠助君 松本 忠助君
二二一 内閣提案案 内閣提出案

二二二 ガン工作物 ガス工作物
二二三 使用等 使用等

衆議院會議録第三十四号中正誤

二二四 段行 誤 正
二二五 一八 一点だけを 一点だけ
二二六 二行目は、一行目「号」の下に続くべき誤り。

二二七 松本 忠助君 松本 忠助君

昭和四十二年五月二十一日 衆議院会議録第三十七号

一八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし身買紙は三十円
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)